

平成 26 年度第 3 回鴨川市介護保険運営協議会

1. 日時 平成 27 年 3 月 26 日（木）午後 1 時 30 分から

2. 場所 鴨川市総合保健福祉会館 2 階 研修室

3. 出席者

（委員 12 名）

榎本豊、山田暁、奈良節子、酒井龍一、佐々木真弓、服部克巳、島津清修、川名延江、
浦邊さち子、坂本洋一、井藤信子、和泉悟

（市 13 名）

長谷川孝夫市長、健康推進課 牛村隆一課長、福祉課 羽田幸弘課長、
健康推進課 入江裕一課長補佐、福祉課 大久保孝雄課長補佐、
健康推進課 介護保険係 長幡祐自係長、速水毅副主査、岡本祥子主事、
保健予防係 山口恵子主査、池田貴子主任技師、
福祉総合相談センター 平川健司主査、田中和代主任保健師、濱崎圭一社会福祉士

4. 会議

（1）開 会

（事務局 入江補佐）

みなさま、こんにちは。本日の進行を務めさせていただきます、健康推進課の入江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会議に入ります前に、あらかじめご説明いたします。

本会議は会議の透明性を図るため、公開となっております。議事録を作成するにあたり、録音をさせていただきます、内容はホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。次に、本日の流れのご説明、資料確認をさせていただきます。

（本日の流れの説明、資料確認）

（事務局 入江補佐）

本日、川名委員より欠席の報告がありました。ただいま 12 名の委員さんの出席をいただいております。介護保険条例施行規則第 52 条に「委員の過半数の出席がなければ、これを開き議決することができない」と規定されております。本日は、過半数の委員さんが出席されておりますので、本協議会は成立をいたしました。よって、平成 26 年度第 3 回鴨川市介護保険運営協議会を開会いたします。

(2) 会長あいさつ

(事務局 入江補佐)

はじめに、榎本会長さん、ごあいさつをお願いいたします。

(榎本会長)

皆さん、こんにちは。平成 26 年度第 3 回介護保険運営協議会の開催にあたり、大変お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。2 回目の会議の中である程度の内容を決めさせていただきましたが、介護保険制度の改正という中で、地域支援をどうするかということが 1 つの課題になるかと思います。

前回の会議の中でも、皆さんが元気で過ごせるようなまちづくりをしていこうということをご提言いただきましたが、1 つの方向付けとして権利擁護推進センターの開設が予定されています。平成 12 年に介護保険ができたときに、本来なら並行して設置されていればよかったのですけれども、あれから 15 年、やっそここまで来たという状況です。

これから高齢化社会になって、介護保険制度を利用する方が非常に多くなると思いますので、いろいろな形の中で介護に関わるものが変わって対応していく必要があります。介護保険料は高齢者の集中するところについては、結局、高くなるわけですが、中身の問題で、受ける方が納得できるような、お互いに支え合いながらやっていける社会を築くということが一番の課題としていきたいところです。鴨川市でも地域社会づくりを充実していく中で、皆さんの意見を聞きながら進めていただきたいと思います。今日は、皆様方の忌憚のないご意見を頂ければと思います。

(3) 市長あいさつ

(事務局 入江補佐)

続きまして、長谷川市長から、ごあいさつを申し上げます。

(長谷川市長)

あらためまして、こんにちは。会議に先立ちまして、少しお話をさせていただきたいと思います。既にご存じと思いますが、本市において 140 年以上も続いた曾呂小学校、江見小学校、太海小学校の 3 つの学校が閉校となりました。明治 7 年に開校し、名前はその地区のお寺の名前になったり、尋常小学校の名前になったり、それぞれ、いろいろありますが、いずれにしても曾呂、江見、太海という名前が小学校から消えたことは大変さみしく思っているところです。

教育を大切にしなければ世界に勝てないということから、寺子屋を新しく学校として国が法的に措置したのが明治 6 年、鴨川では明治 7 年に学校ができ、140 年にわたって

続きました。それぞれ一時は 440 名を数えていましたが、今は 50 名を切るような状況で、新しい江見小学校、そして幼稚園と保育園を一緒にしたこども園の竣工式を今日午前中に行いました。万感胸に迫る思いがありましたが、人口減少の歯止めをかける策としては、それぞれの時代に合った中で、いかにいい教育環境をつくり、いかにいい子育て支援をするかだと思っています。

今まで江見地区は5歳児だけでしたが、今回の江見こども園は0歳児から5歳児まで、親の希望によって朝7時半から夕方6時まで預かります。こういう体制を整える中で、若いお父さん、お母さん方を応援していきたいということで江見こども園を設立しました。小学校の学童保育も通常1年生は3時頃に迎えにきてもらう形ですので、学童保育も実施できればいいと思っています。また、土日、特に土曜日は親が仕事をしているけれども、子どもたちが地域で過ごすことができないということで、本市は千葉県の中でも先駆けて、地域の方々にいろいろお世話になりながら勉強や体験学習をする土曜スクールをそれぞれの地区で始めました。こういう体制を整えながら、いい子育て環境、教育環境をつくっていきたいということで4月1日からスタートします。この話は本日の介護保険とは関係ありませんが、市の情報として、ご理解いただきたいと思います。

それでは、今日の第3回介護保険運営協議会について話をさせていただきます。今日は大変お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。榎本会長からも話がありましたように、皆様方に大変ご苦勞をかけました介護保険料の決定が先般の議会において承認されたところです。介護保険条例の一部改正ということで、皆様方から答申を頂いたように月額基準額 5,895 円という新たな介護保険料に基づき、今後、介護保険財政の円滑な運営に努めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。皆様方から貴重な現場のご意見を頂戴する中で、今回、こういう条例になり、あらためて御礼申し上げます。

また、保険料の改定に合わせて平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画につきましては、委員の皆様方のご意見を基に、2月中旬から約1カ月間かけてパブリックコメントを実施しましたが、特段、市民の皆様からこの計画案についてのご意見はなく、今後、計画最終案を提案させていただくまでになったことを報告いたします。

本年度は特に本市における平成 29 年度までの3カ年の介護保険事業並びに高齢者保健福祉の方向性を定めていく重要な時期ですので、委員の皆様方には、今後とも事業執行に当たり、ご理解とご支援をいただければ大変ありがたく思います。

また、高齢化の進展に伴い、今、認知症の高齢者、あるいは医療や介護ニーズの高い高齢者の増加など、さまざまな課題を抱えているところです。今後、団塊の世代が70代、80代になる平成37年度以降は医療・介護の需要がますます増加することが見込まれ、これらに対してどう対応していくかが、今後、行政的な面で大きな課題になってくると思います。本市ではこうしたものに対処するため、「地域包括ケアシステム」の構

策を目指しているところですが、特に、平成 27 年度からは生活支援・介護予防の充実・強化に加え、認知症施策の推進及び在宅医療の連携を重点目標に掲げて取り組んでいきたいと思っております。

加えて、これらの介護保険にかかわる事業を円滑に実施していくため、平成 27 年度から低所得者への保険料の負担軽減、介護人材の確保・育成事業を実施していきたいと思っております。介護保険事業の円滑な運営及び適切なサービス提供、さらには、今後 10 年、20 年先を見据えて、できる限り健康で自立した日常生活を送ることができるように、安定した基盤を構築していくには、本日、ご出席いただいている皆様方の貴重なご意見が大事になってきますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(4) 議件

(事務局 入江補佐)

それでは、議件に入ります。鴨川市介護保険条例施行規則第 52 条第 1 項の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、議長職を榎本会長さんをお願いし、進めてまいりたいと思います。それでは、榎本会長さん、よろしくお願いいたします。

(榎本会長)

あらためまして、議長の榎本でございます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それではここで、本会議の議事録署名人を指名させていただきます。酒井委員にお願いできますでしょうか。

(酒井委員 承諾)

(榎本会長)

それでは、次第に基づきまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第 6 期）（案）を議題といたします。事務局から説明願います。

(事務局 牛村課長)

健康推進課の牛村でございます。お手元の資料 1 をご覧ください。

事業計画でございますが、パブリックコメントを実施しましたところ特に市民の皆様からの御意見はなかったところでございますが、内容について追加等調整をさせていただきましたので、その点を御説明したいと思います。

39 ページをご覧ください。「生活支援・介護予防の充実」という項目でございます。

40 ページをご覧ください。リハビリ専門職等の助言による高齢者の自立支援、介護予防の充実を図るため、地域の健康教室やサロン等の場で、歩幅測定等をおこなうロコモ度テストを活用した年代相応の移動機能の維持・向上に取り組んでまいりたいと考えております。天津小湊地区をモデル地区として、市内全域に広げてまいりたいものでございます。41 ページは介護予防・生活支援サービス事業でございまして、介護保険の認定のなかでも要支援1、2の軽度の方について訪問や通所のサービスについて総合事業として位置付けるものでございます。42 ページは「認知症施策の推進」でございます。特に43 ページの「④認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・対応」でございしますが、こちらも重点的におこなうものでございます。保健師等の専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、認知症を支援するための多職種連携について推進するものです。

77 ページをご覧ください。こちらは介護保険料の関係でございます。月額基準額5,895円と示させて頂いております。平成27年度から3年間の保険料収納必要額は24億9,026万7,325円でございます。こちらを収納率98%で割り、さらに3年間の被保険料で割り、12カ月で割ったものが月額基準額5,895円となります。それを基に定めたものが78ページの保険料の段階設定でございます。現行6段階から9段階にしたものでございます。年額で申しますと、第1段階35,300円、第2段階53,000円、第3段階53,000円、第4段階63,600円、第5段階70,700円、第6段階84,800円、第7段階91,900円、第8段階106,000円、第9段階120,100円でございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

(榎本会長)

ただ今の説明について、ご意見等があれば、お願いします。

特にないようでしたら、鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第6期）（案）について、ご了解いただいたということでよろしいですか。次期計画についてのご説明をいただきましたが、ご意見等あればお伺いしたいと思います。

異議なしの声

【承認】

(榎本会長)

次に、「地域包括支援センター事業について」を議題とします。事務局から説明願います。

(事務局 平川主査)

福祉総合相談センターの平川と申します。

5 ページをご覧ください。平成 27 年 1 月末での実績状況でございますが、天津小湊地区での実績が増えておりますが、これはサブセンターが市民に周知されたことにより、介護の相談が増加したものでございます。相談内容が複雑化しており、すぐに解決に至らない事例も増えております。また、福祉の領域だけでなく、司法などの関係機関との連携も図っているところでございます。

6 ページをご覧ください。地域ケア会議でございますが、個別支援の課題に向けた個別支援会議を開催し、専門職間の役割分担や課題を共通認識するよう働きかけたところでございます。会議については、市だけではなく、ケアマネジャーや警察といった他の機関との連携も図ったところでございます。

9 ページ、権利擁護事業をご覧ください。成年後見制度でございますが、市長申し立て件数はすでに 5 件となっています。市社会福祉協議会で権利擁護推進センターが立ち上がりますので、今後連携を図りながら推進してまいりたいと思います。

11 ページをご覧ください。地域包括支援センター・サブセンター委託事業でございますが、委託してから 2 年目でございますが、地域住民及び関係機関等への周知をおこない、相談しやすい体制づくりをおこなってきたところでございます。

13 ページ、認知症サポーター養成事業でございますが、川名委員にもご協力いただきまして、例年ですと 20 回までいかないところでございますが、本年度は 1 月末ですでに 23 回実施したところでございます。養成数も例年 300 名程度だったのが、今年度は 562 名養成できたところでございます。認知症の方やご家族を支えることも大切ですが、認知症に対する理解をいただくことも大切なことでございますので、今後も多くの場所で実施してまいりたいと思います。

18 ページ、福祉総合相談事業でございます。児童、障害者、高齢者の枠組みにとらわれず、DVや生活困窮等の相談業務を実施したところです。こちらも福祉の領域だけでは解決できないことも多くなっていますので、司法等他の機関とも連携を図りながら実施したところでございます。

20 ページ、地域づくり推進事業（専門職とのネットワークづくり）でございます。一昨年から医療連携会議をおこなっていますが、11 月には災害医療についての意見交換会もおこなっています。これは、安房地域災害医療コーディネーターと総合病院、市、保健所で災害時の医療における現状や課題を話し合ったところでございます。

23 ページ、平成 27 年度福祉総合相談センター重点目標でございます。介護予防ケアマネジメント事業でございますが、要支援 1、2 の軽度の方の訪問と通所のサービスが保険給付費から総合事業へと移行してまいります。対象者の現状を把握するため、再アセスメントをして、必要な方がサービス利用できるように調整していく予定しております。続いて、在宅医療・介護連携支援センター事業でございます。医療と介護の連携でございますが、すでに鴨川市では取り組んでいるところでございますが、連携の体制づ

くり、地域住民に対する普及啓発活動を実施しているところでございます。次に、認知症初期集中支援チーム事業ですが、認知症の初期症状の方の対応を実施するものでございます。今までは認知症が重くなってからの対応でしたが、これからは初期の段階で対応することが重要になってくると思われます。認知症医療疾患センターと連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

25 ページ、介護予防支援業務の居宅支援事業所への委託についてですが、今年度委託の事業所が 2 カ所増えましたのでご報告します。千葉市に居住している方から、しょうじゅ美浜居宅介護支援事業所を利用したいと申し出があったものと、松戸市に居住している方から、あおばケアプランサービスを利用したいとの申し出があったものの 2 件でございます。来年度の委託については、鴨川市福祉総合相談センターに関わるものが 16 事業所、天津小湊に関わるものが 16 事業所でございます。介護予防支援業務委託料の変更ですが、これは介護報酬の改定によるものでございますが、介護予防支援費が 4,140 円だったものが平成 27 年 4 月からは 4,300 円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(榎本会長)

ただ今、地域包括支援センター事業についての説明がありましたが、この件について、何かご意見がありますか。

(服部委員)

新聞等を見ると高齢化社会になって、何年先か分かりませんが認知症の人が 1,000 万人になるという統計が出ているそうです。私の近くにも認知症になった人がいて、地元でケアしなさいと言われながら、なかなか口を出せないのです。いろいろいい方法ができたと聞きますが、家族も人に見せたくないということがあり、その場に連れ出すことが難しいのです。これからどうすれば認知症が進まないようにできるか、非常に問題ですが、行政のほうではどう考えていますか。

(榎本会長)

高齢になれば大体の人が認知症になるのですけれども、それを少しでも遅らせることができればと思います。認知症になった人と地域の方々がどのように付き合っていくかも大きな課題になってくると思います。

(事務局 牛村課長)

認知症の施策は国でも非常に重要視しており、市長の話にもありましたように、これから 10 年先、日本全体で 75 歳以上の人口がピークになるという中で、要介護認定を受ける方が当然増えてきます。さらに、その中には認知症の方が増えてくると言われてい

ます。鴨川市でも、介護保険の認定を受けた方の中で認知症の方が 1,000 名を超えています。

金井委員は認知症専門のサポート医ということで、安房で唯一県から認可を得て認知症疾患医療センターを実施しております。認知症初期の段階を少しでも早期に発見して予防していこうということで、認知症がはっきり分からないまでも、簡単に判断する金井先生監修のシステムを取り入れていこうと、平成 27 年度予算にリースの予算を上げさせていただいています。ゲーム感覚で画面をタッチして認知症の傾向があるかどうか分かる科学的根拠に基づいたものです。

最近ではテレビや新聞等でも、地域で支えることが大事だと言われていますが、市民の皆さんに少しでも認知症を理解していただき、一緒に声かけをするようなときにも役立つような認知症サポーターの養成講座を行っており、既に約 2,500 名の方が受講されています。夜、スーパーマーケットやコンビニエンスストアに行き、棚の中の物を勝手に取ってきたり、レストラン等で全く違う調味料をかけてしまったり、そういう場合に「出ていってください」ということではなく、少しでも理解を示していただいて、その人の気持ちを傷つけないように、そういう意識を市民の皆様を持っていただきたいと思います。

(榎本委員)

すぐには対応できることではないと思いますが、正しい理解を広げていくことが大事だと思います。

(川名委員)

24 時間 365 日預かっている施設ですが、いろいろなものを取り入れて、その人に合ったものをいろいろな形でやっています。例えば、体操が得意で、認知症があっても体操をすることでとても元気になり、生活しやすくなるということがあります。得意なことを 1 人でするだけではなく職員も一緒に喜ぶという形で関わる側が 1 つの方法を学び、皆がその方向でやっていくことで利用者が安心されます。なかなか寝ない人が添い寝をすると安心して休めることもあり、介護者が関わり方を学ぶと同時に、一人ひとりに合わせてやっていく必要があると思います。今年度も新しいことがいろいろ出てきていますので、スタッフが勉強して取り入れていくというやり方をしています。

(榎本会長)

ほかに、いかがでしょうか。

(佐々木委員)

認知症サポーターの養成講座を実際に受けられた方がどのような活動をされているか、

実績のようなものがあれば教えてください。

(事務局 平川主査)

まだ、組織化はしていないのですが、過去には受講された方が「友人が変だ」ということで、相談につながったこともあります。地域のいろいろな方に受講していただいておりますが、実際に相談につながる事が大切なことだと思います。

(佐々木委員)

登録などもしていないのですか。

(事務局 平川主査)

受講した方の名前や住所は控えています。

(佐々木委員)

現在、認知症でケアを受けている方は個別のケアをしていただくことが一番いいと思いますが、住民の皆さんが一番心配されているのは、認知症にならないようにするにはどうしたらいいか、早く見つけるにはどうしたらいいかということだと思います。自分の家族が認知症かもしれないとなると、なかなか事実を認めにくく、医療機関につながらずに進行が早まることもあると思いますので、そういう方々が地域で活躍できるようバックアップしていただければ、住民の皆さんも安心かと思います。

(事務局 平川主査)

実際に講義の中でも、認知症の方をどうお手伝いするかも重要ですが、認知症予防の話をしたり、認知症が疑われたときにどう受診につなげていけるかも話しております。

(佐々木委員)

講座を修了された方は何人くらいですか。

(事務局 平川主査)

平成 19 年から始めて、今、2,500 人くらいです。

(奈良委員)

私のサロンの活動では、認知症予防や栄養のことについて、非常に力を入れています。認知症予防は、10 までの数字のカードをたくさん作って皆さんに渡し、自分で数字を出して数を足します。それができるようになれば引き算をしたり、掛け算をしたり、さらに 3～4 人でしたりします。そういう形で認知症予防や体操をしますが、サロンを始め

て9年、病気で亡くなった方が1人だけで皆さんお元気です。認知症で施設に入っている方もいますが、家族の方たちは「認知症ではない」と受け入れてない状況もあります。

(山田委員)

今の医学では遺伝子等を調べれば、その人が将来認知症になる確率が大体分かります。早期発見でどこまでやるか、例えば、30代、40代の方が検査をして将来認知症になると分かれば悲観的になってしまいます。認知症でも、昔はアルミ製の鍋を使うとアルミニウムが脳に蓄積して老人斑をつくると言われていましたが、そういう化学薬品や化学製剤が蓄積してなるような認知症、脳梗塞の出血絡みの認知症、海馬がだんだん萎縮して起こる認知症、そういうものは身近で見ている人がいれば分かります。

例えば、外傷性で徐々に出てくる脳梗塞性の認知症のように、ある日突然変なことを言っていて、昨日と今日は全然違うという認知症もあり、早期発見も段階によってはお金がかかるものもあります。先ほど言われたタッチパネル方式は、健康診断のときにコンピューターを何台か用意していろいろな所で実施してもらえば、早期発見になるかもしれません。

(坂本委員)

サポーターの方が現在2,500名とのことですが、ご家族は信じたくないということがあるので、ご家族に講習を受けていただくなど、もっと理解者を増やしていく方法がいいかと思います。

(榎本会長)

どうつき合っていくかで、周りの人が孤立させないことは大事だと思います。

(島津委員)

認知症の問題ですが、私たち老人クラブでは支え合い研修を毎月やっています。昨年、認知症サポーターの養成講座を受けて修了証書を頂き、認知症の人がいたらサポートしようという気持ちを持ちましたが、身近に認知症の人がいるので応援してほしいという相談はありません。非常に閉鎖的で、そういうことを言わないので、せっかく勉強した知識を活かすことができません。

例えば、資料2の22ページに「介護度重度化防止対策事業」があり、サロンを利用して勉強会や介護予防体操をしていると書いてありますが、鴨川市にはサロンがたくさんあり、1地域で14～15人ほど集まりますので、そういう所で、市にも協力いただきながら認知症の知識を深めたり、サポーターの勉強会をしたりしていったらどうでしょうか。

(榎本会長)

そういう所を利用して、底辺を広げていったらいいと思います。他にございますか。地域包括支援センター事業については、よろしいでしょうか。

異議なしの声

【承認】

(榎本会長)

つづきまして、「介護保険制度の改正について」を議題とします。事務局から説明願います。

(事務局 長幡係長)

介護保険係の長幡と申します。よろしくお願いします。

まず、介護保険の改正に至った背景ですが、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になる 2025 年を目途としております。「平成 27 年度介護保険制度改正のお知らせ」をご覧ください。2 ページ目、一定所得以上の方は介護サービスを利用するときの自己負担が 2 割にということで、平成 27 年 8 月からの改正になります。今までですと、どなたでも 1 割負担でサービスを利用できていたのですが、8 月からは本人の所得で 160 万円以上の方、鴨川市では 200 名程度の方が対象になりますが、1 割から 2 割へと変更になります。周知の方法ですが、7 月に負担割合証を郵送しますので、こちらを見て自分が 1 割なのか 2 割なのかということをご確認いただきたいと思います。続きまして、「高額介護サービス費の上限額の引き上げについて」でございます。こちらも 8 月からの改正になりまして、上限額 37,200 円の上に 44,400 円の上限額で出来たものでございます。

続いて、「特定入所者介護サービス費」を支給する条件の変更でございます。要件に配偶者の所得を判断材料にすることに加え、本人および夫婦での預貯金もみることになりました。なお、預貯金のなかには現金も含まれます。

続いて、「介護保険料の低所得者軽減強化について」でございます。第 1 段階から第 3 段階までの市民税非課税世帯の方について、公費を投入し段階的に軽減していくものでございます。第 1 弾としましては、介護保険料の第 1 段階の方を対象に行うもので、保険料基準額に対する割合を 0.5 から 0.45 へ、鴨川市では年額 35,300 円のところ、31,800 円とするものでございます。財源は、国から 2 分の 1、県からは 4 分の 1 が投入され、市も 4 分の 1 負担するものでございます。続いて、第 2 弾は、介護保険料の第 1 段階から第 3 段階までの方、市民税非課税世帯全体を対象にしまして、平成 29 年 4 月からの消費税 10% への改定時にあわせて実施するものでございます。第 1 段階の軽減率

は、保険料基準額割合を 0.45 から 0.3 へ、年額では、31,800 円から 21,200 円に。第 2 段階では、保険料基準額割合 0.75 を 0.5 へ、年額 53,000 円のところ 35,300 円に。第 3 段階では、保険料基準額割合 0.75 を 0.7 へ、年額 53,000 円のところ 49,400 円に、それぞれ軽減を図るものでございます。

カラーのパンフレットの上から 2 番目をご覧ください。介護老人福祉施設の新規入所者を原則要介護 3 以上にするもので、こちらは平成 27 年 4 月からの改正になります。市内には 3 カ所特別養護老人ホームがありますが、こちらの入所基準が変更になるというものです。もちろん、特例入所もございまして、要介護 1、2 の方であっても、本人が認知症であったり、または家族から虐待を受けていたりという特別な場合は特例として入所が認められるというものです。最後に、介護予防サービスの訪問介護と通所介護が新しい総合事業に移行するというものでございます。こちらは運営協議会でも何度か説明させていただいておりますが、要支援 1、2 のデイとヘルパーのサービスが介護給付費から市の総合事業に移行するというものでございます。鴨川市では 150 名程度該当する方がおりまして、平成 27 年度から 1 年かけて順次切り替えてまいります。利用者には従来と同様のサービスが受けられるようにと考えておりまして、現場が混乱しないよう努めてまいりたいと思います。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。なお、この介護保険制度の改正については、各地区に出向いて説明してまいりたいと考えております。

(榎本会長)

ただ今、「介護保険制度の改正について」の説明がありましたが、この件について、何か、ご質問がありますか。

(和泉委員)

特養の入所要件について、4 月 1 日以降、要介護 1、2 の方は相談に来られ、話を聞いて要件を満たしていなければ、申込書は書いてもらわずにお断りする形ですか。

(事務局 長幡係長)

運用のイメージや千葉県の指針を見ますと、入所の時点で該当しない方はもともと該当しない方なので、例えば、今までの要支援の方は申し込みができなかったと思います。それと同じような考え方に 4 月 1 日以降は切り替わっていくということです。

(和泉委員)

要介護 1、2 の方で申し込みがあった場合はどうなりますか。

(事務局 長幡係長)

明らかに4つの要件に該当しない方は、基本的に申し込み自体ができない形です。

(和泉委員)

その場で断ってしまっていていいということですか。

(事務局 長幡係長)

明らかに該当しない場合はそうですが、判断に迷う場合は柔軟に対応していただければと思います。

(山田委員)

例えば、3月末に変更申請をしてほしいと、ケアマネジャーを通じて届けがあった場合、その審査が終わっていない段階で4月1日を超えてしまう場合はどうなりますか。

(事務局 長幡係長)

タイミングにもよると思いますが、4月1日以降は要介護3以上でないと特別養護老人ホームに入所できないという原則があります。今、入所を待っている要介護1、2の方の結果が要介護3に切り替わるということであれば、4月1日以降でも入所できる形になります。

(山田委員)

介護サービスを暫定的に使うということではどうでしょうか。

(事務局 長幡係長)

例えば、デイサービスを暫定で使う、ヘルパーを暫定で使うというのは問題ないのですが、特別養護老人ホームが基本要介護3以上の方でないと使えない施設という位置づけになっていますので、要介護1、2の方は特別な要件がない限り、利用できないということになります。

(事務局 牛村課長)

国の制度の中での原則論をお話ししましたが、やはり、その人が実際にどう生活ができるか、あるいは認知症等による家庭での負担ということで、判定の例としての要件もあります。そういう部分を十分に加味しなければいけないということは当然のことですので、施設に入ることが必要な緊急度が高い要介護高齢者であれば、軽度であっても入所につなげていかなければならないと思います。

その場合には福祉総合相談センター、地域包括支援センターが総括的なケアマネジメントをするセクションになりますので、その中で、ある程度、施設への入所が必要だと

いうことであれば、その部分の調整を図っていく必要があります。施設側では介護度が 3 ではないから入れませんという状況が出てくることもあるかと思いますが、その人がどうやって生活をするのかという部分を考えて配慮する必要があり、福祉総合相談センター、地域包括支援センターも一緒に考えていきたいと思います。

(榎本会長)

介護保険制度の改正についてはよろしいでしょうか。

異議なしの声

【承認】

(榎本会長)

つづきまして、「地域密着型サービス事業所の指定更新について」を議題とします。事務局から説明願います。

(事務局 長幡係長)

資料 4 をご覧ください。現在、市内には市が指定する地域密着型施設が 7 施設あります。そのうち、グループホーム花水神がこの 3 月で一旦満了となりますので、あらためて更新したいものでございます。2、3 ページが関係書類となりますのでご覧いただければと思います。

(榎本会長)

ただ今、「地域密着型サービス事業所の指定更新について」の説明がありましたが、この件について何かご意見がありますか。

異議なしの声

【承認】

(榎本会長)

つづきまして、「介護人材・育成事業について」を議題とします。事務局から説明願います。

(事務局 牛村課長)

資料 5 「介護人材確保・育成事業について」をご覧ください。

目的としましては、介護人材の確保・育成による雇用促進・定着化でございます。概要としましては、市内の介護事業所等がパート等で非正規労働者を新たに雇い入れ、業務に従事しながら、介護職員初任者研修に係る費用について公費負担をするものでございます。事業の実施期間は平成 27 年 4 月から平成 28 年 2 月まで、公費負担は 1 人 10 万円を上限とし、対象人数は 30 名としております。研修終了後は正規雇用へとつなげていければと考えております。

(榎本会長)

介護資格取得のための研修費の公費負担については、雇用者 1 人の上限額が 10 万円、対象人数 30 人ということですが、その費用は介護保険の中から出すということですか。

(事務局 牛村課長)

平成 26 年度の中で国が特別枠として決定した地方創生交付金の中で実施していきます。「南小町」という特別養護老人ホームができますが、その中で、鴨川市内の介護人材の流れが出てきているという状況を聞いています。そういう中で少しでも市内の介護人材確保になればということで考えております。

(佐々木委員)

地域雇用になって働き続けていただければ非常にいいのですが、続かずにやめてしまう場合があると思います。費用を出してもらうときに、例えば 3 年間は働いてもらうとか、個人の事情でやめてしまう場合には、かかった費用を払い戻すなどの条件があるのでしょうか。

(事務局 牛村課長)

それは特には設けません。今回、介護報酬が全体で 2.27% 下がる中で、介護報酬の処遇改善ということで、介護職員の給料アップが国の制度上でも図られ、今回、平均 12,000 円アップする計算で介護報酬を改定しています。あとは、事業者が介護サービスの事業所として、働きやすい魅力ある環境を整える努力をしていただければと思います。少しでも勤めていただくようにということで期限は設けません。

(山田委員)

亀田総合病院とニチイ学館については受講定員があるのですか。

(事務局 牛村課長)

亀田総合病院の養成研修の受講は 1 機会が 30 名ということで研修対象を 30 としまし

たが、市内の事業所の中では君津に通わせているところもあります。ニチイ学館は毎月開講し、研修期間は4カ月なので、4月に申し込んで受講すると7月まで、8月に雇って通わせる場合は11月までの4カ月ということになります。

(山田委員)

受講者に関しては、事業所によって受け入れたり、受け入れなかったりするのですか。

(事務局 牛村課長)

鴨川市内で経営されている事業所であれば市内の利用者のためにつながってきますので受け入れますが、養成施設は市で指定するわけではありません。

(榎本会長)

他にご意見はありませんでしょうか。特になければ、本日の審議を終了させていただきます。

異議なしの声

【承認】

(事務局 入江補佐)

以上で平成 26 年度第 3 回鴨川市介護保険運営協議会を閉会いたします。長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

以 上

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第 7 条第 3 項の規定により、議事録の内容について確認し署名します。

平成 2 7 年 6 月 1 5 日

委 員 酒 井 龍 一
